

治水・防災 5章

第1稿

第2稿

備考

5.3 治水・防災

5.3.1 洪水

(1)破堤による被害の回避・軽減

①情報伝達、避難体制の整備等

②広域防災施設整備対策

・情報通信機能整備【河川情報ネットワーク】

光ファイバー、CCTV、河川情報表示盤等の情報設備を継続実施

・情報配信

NHK等マスメディアへの情報配信

・防災ステーション【緊急避難場所】

出水時には水防活動の拠点となり、地震時には避難場所、支援活動の拠点や物資輸送の基地、ヘリポートとして活用でき、災害が発生した場合には迅速な復旧を行う基地の設置を検討

②洪水予報・水防・警報システム

・水防警報

水防活動の的確な実施のため水防警報を実施

・洪水予報

気象台と共同して的確且つ迅速な洪水予報の発表を実施

③洪水情報伝達

・情報の提供

○洪水画像情報提供

洪水時における河川の状況の映像をリアルタイムでマスメディアへ提供

○浸水想定区域

琵琶湖沿岸の浸水想定区域の指定・公表

○河川情報表示盤

沿川に河川情報表示盤を設置

・自治体への支援

○洪水情報提供

水文情報をインターネット等によりリアルタイムに提供すると共に、より迅速且つ的確な情報提供を行えるよう検討

○浸水実績表示

浸水実績のある区域において、洪水の危険性を知らせるため、視認性などの高い手法を考慮し浸水実績水位を表示

○浸水想定表示

浸水想定区域に対する予測精度の向上をはかり、洪水の危険性を知らせるため、視認性などの高い手法を考慮し浸水予想水位を表示

5.3 治水・防災

5.3.1 洪水

(1)破堤による被害の回避・軽減

河川管理者と沿川自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や地域住民などが連携して下記の①から⑥の項目について検討・実施する。また、河川管理者が堤防強化を実施することにより、破堤による被害の回避・軽減を目指す。

①日頃から備える

①情報提供

河川の出水状況・危険性を関係自治体・地域住民等への情報提供を目的とした、河川情報表示板を沿川に継続して設置していく。

②意識の啓発

洪水・高潮の危険性と、いつ起こるか分からぬことを認識し、現状の危険性を住民説明会の開催やマスメディアとの連携により住民にわかりやすく周知するとともに、過去の災害の状況を体験者の生の体験談を広く伝えること等により防災に対する意識の啓発を図る。また、子ども達が、災害当時の写真や地図等を提示しながら、災害体験者から当時の状況を聞き取ることにより、確実な事実に基づいた水害への対処方法を学習できるようにすることを検討する。

③浸水実績表示

浸水実績のある区域において、洪水の危険性を知らせるため、近年に発生した洪水のうちで、浸水実績水位及び発生原因について、看板等視認性などの高い方法で表示する。

④浸水想定表示

現在公表している「浸水想定区域図」をもとに、浸水想定区域に対する予測精度の向上をはかり、洪水の危険性を知らせるために視認性などの高い手法を検討する。

⑤防災訓練等

災害時に円滑な活動を実施するため、府県・市町村・河川管理者、及び地域住民との共同の水防演習・洪水対応演習・地震防災訓練や水防連絡会開催による日常からの連絡・連携の強化と併せて、マスメディアとの情報伝達の連携を図る。

平成15年度より自治体、マスメディアと連携して情報伝達訓練を実施する。

⑥土地利用の規制・誘導

○危険地域図の作成・公表並びに安全地域の表示について

委員会からソフト対策がわかりにくいとの指摘を受け、再構成をした

治水・防災 5章

第1稿	第2稿	備考
<p>○地域防災計画への反映 住民の水災に対する意識を高め、洪水時の避難等に役立てるため、地域防災計画の作成主体である関係自治体に対して情報提供を行い、浸水想定区域に応じた洪水ハザードマップ等の作成・普及を支援</p> <p>④その他 ・意識の啓発 　洪水が危険であるという認識が薄れてきており、洪水は危険であり、いつ起こるか分からぬことを認識し、水災に対する意識の啓発 ・防災訓練 　災害時に円滑な活動を実施するため、洪水対応演習、地震防災訓練等を実施 ・非常用物資の備蓄 　洪水時の堤防破堤や法面補強等への迅速な対処が可能なよう、非常用物資を常に備蓄</p> <p>2)被害ポテンシャル低減対策 　沿川自治体により構成する「洪水被害ポтенシャル低減方策協議会(仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記の項目等について検討</p> <p>①避難誘導等 ○地下空間部における避難路の明示並びに誘導施設設備の拡充 ○避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制(在宅要援護高齢者、障害者、外国人の災害弱者)整備 ○避難所となる民間ビル等、夜間及び昼間人口を考慮した収容避難所</p> <p>②土地利用誘導 ○危険地域図の作成及び公表並びに安全地域の表示 ○土地利用規制や移転促進方策 ○ライフライン施設管理者との調整や、低平地対策、建物や重要施設の耐水化のための基本事項</p> <p>③流域内保水機能、貯留機能強化 ○公共施設地下貯留施設の機能の担保 ○民間管理施設の貯留機能の担保 ○既設の調整池の機能の回復</p>	<p>○検討を支援する。 ○土地利用規制や移転促進方策の検討を支援する。</p> <p>⑦建築物耐水化 　ライフライン施設管理者との調整や、低平地対策、建物や重要施設の耐水化のための基本事項の検討を支援する。</p> <p>⑧地域防災計画 　漫水想定区域の指定及び公表を行い、地域防災計画の作成主体である関係自治体に対して漫水想定区域に応じた洪水ハザードマップ等の作成・普及を支援する。 　琵琶湖沿岸区域について漫水想定区域の指定・公表を行う。</p> <p>2)洪水時の対応</p> <p>①広域防災施設整備対策 ○防災ステーション【緊急復旧活動等を行う拠点】 　出水時には水防活動の拠点となり、防災目的のための支援活動の拠点や物資輸送の拠点へリポートとして活用でき、万一災害が発生した場合には迅速な復旧を行う拠点の設置を、猪名川出在家地区、名張川蔽持地区において継続実施する。他の地区については、沿川自治体と連携して拠点の設置について検討する。 尚、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設整備は市町村が整備する必要があることから沿川市町村と一体となって整備する。</p> <p>②情報伝達体制等の基盤整備 　情報の迅速化や大容量化に対応するため、光ファイバーケーブルの整備を継続実施し、府県及び市町村ならびにマスメディアと相互接続することにより情報の共有化を可能にする。</p> <p>③災害対策用車両の搬入路等の整備 　洪水時における水防活動を支援・強化するため、水防上特に注意を要する箇所を考慮し、現地に即した搬入路等を整備する。</p> <p>④非常用資器材の備蓄 ○洪水時の堤防破堤対策や法面補強等への迅速な対処が可能なよう、非常用資器材を備蓄する。 ○桜づつみモデル事業【緊急復旧活動等を行う資材の備蓄】 　出水時の水防活動に利用する、土砂、樹木等を備蓄する。 平成元年に事業認定モデル事業に指定された木津川下流の「城陽地区」について地元市と連携して、継続実施する。</p>	委員会からソフト対策がわかりにくいとの指摘を受け、再構成をした

治水・防災 5章

第1稿	第2稿	備考
<p>1) 猪名川においては、沿川自治体により構成する「総合治水対策協議会」で下記の対策について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然地(山林等)の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策(調整池、貯留浸透施設) ・遊水機能の維持、確保 	<p>⑤ マスメディア等への洪水情報提供 <u>住民及び自治体等が状況を理解でき、自主的に避難できるよう、分かり易い河川情報(河川状況のデータ・映像)をリアルタイムで提供する。また、早い時期からの情報を提供するため、マスメディア等との連携やインターネット、携帯電話、CATVを活用した情報提供体制を確保する。</u></p> <p>○洪水情報提供 洪水時における、降雨や水位の情報などの水文情報、洪水情報を、インターネット等によりリアルタイムに提供すると共に、より迅速且つ的確な情報提供を行えるよう整備を拡充する。</p> <p>○マスメディアによる洪水情報配信 <u>洪水時における河川の状況の映像を水文情報及び洪水情報リアルタイムでマスメディアへ提供する。</u></p> <p>⑥ 防災機関との連携 ○水防警報・洪水予報 水防警報は、洪水又は高潮の恐れがあり、水防活動を行う必要がある場合、河川管理者より関係府県知事にその情報を通知。これを受け、知事は関係する水防管理者に内容を通知し、水防管理者は水防事務組合等に水防活動の指示をする。 <u>洪水予報(注意報・警報)は洪水により被害を及ぼす恐れがある場合、河川管理者と気象台が共同で、発表する。</u></p> <p>⑦ 避難誘導等体制の整備 地下空間の浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高いことから、避難行動に必要な時間を確保するため、特に迅速かつ確実に情報を伝達することが必要である。このため河川管理者は、地下空間の管理者への情報伝達体制を早急に整備する等の必要な支援を行う。 また、市町村による地下空間への洪水予報等の情報伝達が、地域防災計画に定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言を行う。</p> <p>○地下空間における洪水予報などの伝達体制の整備を行うとともに地下空間の管理者への情報伝達体制の整備を行う。</p> <p>○地下空間における避難路の明示並びに誘導施設整備の拡充をすることにより、迅速な避難誘導、安全確保を行えるよう検討を支援する。</p> <p>○災害弱者(高齢者、在宅要援護高齢者、障害者、外国人等)にも配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制の整備することで、迅速な避難行動ができるよ</p>	<p>委員会からソフト対策がわかりにくいとの意見を受け、再構成をした</p>

治水・防災 5章

第1稿	第2稿	備考
<p>(2) 河川毎の施設整備内容</p> <p>1) 淀川</p> <p>① 破堤による被害の回避・軽減</p> <p>○ 堤防強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格堤防を継続実施 ・ ただし、破堤の危険性の高い箇所は、応急的な堤防強化を実施 ・ 高規格堤防化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続地区の点野、新町、江川地区を実施 ・ まちづくりとの調整済み区間である大庭、津之江、牧野北地区を実施 ・ 淀川下流左岸区間に重点的に実施 ・ 応急的堤防強化延長 約66km <p>② 浸水被害の軽減</p>	<p>う検討を支援する。</p> <p>○昼夜間における人口の流動形態を把握し、避難場所として相応しい民間ビル等を活用し効率的な避難が可能となるよう検討を支援する。</p> <p>3) 流域で水を貯める</p> <p>① 流域内保水機能、貯留機能強化について検討する。</p> <p>○ 保水機能の保全</p> <p>自然地の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策(調整池、貯留施設、浸透施設)遊水機能の維持、確保の検討を支援する。</p> <p>○ 貯留機能の強化</p> <p>河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設においては地下貯留施設の機能を担保する等積極的な対策について検討を支援する。</p> <p>○ 都市計画との調整</p> <p>従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての検討を支援する。</p> <p>② 排水機場運用の検討</p> <p>洪水時の排水機場からの排水については、運転停止も含めた調整体制を検討する。</p> <p>4) 堤防強化対策</p> <p>4)―1 高規格堤防</p> <p>① 淀川(本川)</p> <p>現在、高規格堤防を整備中の点野、新町、江川、牧野北地区は、完成を目指し、継続して実施する。関係行政機関と調整中の大庭地区は、早期に事業着手を目指す。</p> <p>さらに、まちづくり計画との調整が図られた箇所から随時整備していくが、淀川下流左岸区間は、重点的実施に向け、積極的に調整を進める。</p> <p>なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会(既存組織)や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図る。</p> <p>② 苫川</p> <p>地域住民、関係行政機関と調整中の津之江地区については調整後、実施する。</p> <p>4)―2 堤防補強</p>	<p>委員会からソフト対策がわかりにくいとの指摘を受け、再構成をした</p>

治水・防災 5章

第1稿	第2稿	備考
<p>阪神電鉄西大阪線橋梁の改築の実施時期を検討 その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討</p> <p>1)~2 淀川(宇治川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急的堤防強化延長 約22km ②浸水被害の軽減 ○琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・塔の島地区において天ヶ瀬ダム再開発見直しの検討結果及び下流の破堤対策の進捗を踏まえて河道掘削を実施 ・新元宮橋架橋(京都府と一体施工)に合わせた引堤を継続実施 ・琵琶湖後期放流に対応するため、狭窄部に設置されている天ヶ瀬ダムの放流能力を増強するため、既存施設の改造等を含めて再開発の見直しを検討 ○浸水被害の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・隠元橋付近引堤の継続実施 <p>2)桂川</p> <ul style="list-style-type: none"> ①破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化 <ul style="list-style-type: none"> ・応急的堤防強化延長 約23km ・大下津地区において堤防拡幅を継続(旧堤撤去を含む) ②浸水被害の軽減 ○狭窄部上流の浸水被害の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・保津峡上流における浸水被害対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討 <p>3)瀬田川</p> <ul style="list-style-type: none"> ①破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化 <ul style="list-style-type: none"> ・応急的堤防強化延長 約1km ②浸水被害の軽減 ○琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・洗堰から鹿跳渓谷までの河床掘削を継続実施 ・瀬田川下流(鹿跳渓谷地区)の流下能力の増大方法を環境、景観の観点も含めて検討 <p>4)大津放水路</p> <ul style="list-style-type: none"> ①浸水被害の軽減 	<p>緊急に堤防補強を実施する必要のある箇所を決定するために詳細調査を実施する区間は、以下の通りである。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する。</p> <p>(対象河川毎の延長を記載予定)</p> <p>なお、実施にあたり現地に則した具体的補強手法を「淀川堤防強化検討委員会」(H15.4 設立)で早急に決定する。</p> <p>(2)浸水被害の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)狭窄部上流の浸水被害の解消 <ul style="list-style-type: none"> ①桂川 <p>狭窄部開削は当面実施しないが、保津峡上流における浸水被害対策として、日吉ダムの治水機能強化を検討する。保津峡上流の河川管理者である京都府と調整する。</p> ②木津川上流 <p>狭窄部開削は当面実施しないが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害解消を図るために上野遊水地を継続実施する。遊水地内周囲堤の継続と遊水地機能を有するため、新たに越流堤、排水門、水路等を完成させる。</p> <p>既往最大規模の洪水による浸水被害解消のため、川上ダム等流域内貯留施設について検討する。</p> ③猪名川 <p>狭窄部開削は当面実施しないが、銀橋狭窄部上流における浸水被害軽減対策として、一庫ダムの治水機能強化等を検討する。銀橋上流の管理者である兵庫県と調整する。</p> <p>2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宇治川 <p>琵琶湖後期放流に対応するため、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討を行う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削の実施時期を検討する。</p> ②瀬田川 <p>琵琶湖からの放流量を増大させるため、洗堰から鹿跳渓谷までの河床掘削を継続実施する</p> <p>琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流(鹿跳渓谷地区)の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する。</p> <p>(3)一連区間整備の完成等</p>	<p>精査中</p> <p>自治体からの意見を受け、桂川、猪名川については指定区間のため管理者と調整する旨を特に記載</p>

治水・防災 5章

第1稿	第2稿	備考
<p>○浸水被害の軽減 ・大津放水路事業の一区間(瀬田川～盛越川)を継続実施</p> <p>5)草津川 (1)破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化 ・放水路事業を継続実施 ・応急的堤防強化延長 約7km</p> <p>6)野洲川 (1)破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化 ・応急的堤防強化延長 約20km</p> <p>7)木津川 7)-1 木津川下流 (1)破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化 ・応急的堤防強化延長 約55km (2)浸水被害の軽減 ○無堤地区等の浸水被害の軽減 ・小谷地区において継続実施</p> <p>7)-2 木津川上流 (1)破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化 ・応急的堤防強化延長 約25km (2)浸水被害の軽減 ○狭窄部上流の浸水被害の解消 ・岩倉峡上流における浸水被害対策として上野遊水地事業を継続実施 ・既往最大規模の洪水による浸水被害解消のための流域内貯留施設等について検討 ○無堤地区等の浸水被害の軽減 ・名張川、宇陀川上流部の既設ダムの運用変更を検討</p> <p>8)猪名川 (1)破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化 ・応急的堤防強化延長 約38km</p>	<p>①淀川(宇治川) 隱元橋の架替を京都府の道路事業と一体施工で継続実施する。 隱元橋付近の引堤事業について用地交渉に着手している箇所については、用地買収のみ継続実施する。</p> <p>②桂川 大下津地区において、住宅地整備と一体となった堤防拡幅を継続実施する。</p> <p>③木津川下流 小谷地区的築堤を継続実施する。</p> <p>④猪名川 川西、池田地区で築堤を実施する</p> <p>⑤芥川大橋の架替を大阪府の道路事業と一体施工で継続実施する。</p> <p>⑥大津放水路 大津放水路(トンネル放水路)を一期区間(瀬田川～盛越川まで)のうち、盛越川分水工、瀬田川合流部処理を継続実施する。</p> <p>⑦草津川 金勝川取付工及び、橋梁架設を継続実施する。</p> <p>⑧淀川(本川) 河川整備の進捗状況を踏まえて、洪水時に流下能力阻害となる阪神電鉄西大阪線橋梁の改築実施時期を検討する。 その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討する。</p> <p>(4)土砂対策 土砂移動のモニタリングを実施し、その結果を踏まえ、洪水の流下を阻害する河床上昇の防止やダム貯水池に流入する土砂を抑制することを目的として、山腹工による森林の復元や砂防堰堤の建設を行うとともに、森林の保全・整備の検討について関係機関との連携を図る。</p> <p>1) 瀬田川 砂防施設 2) 木津川 砂防施設</p>	

治水・防災 5章

第1稿	第2稿	備考
<p>②浸水被害の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○狭窄部上流の浸水被害の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・銀橋狭窄部上流における浸水被害軽減対策として、一庫ダム ○治水機能強化の検討 ○無堤地区等の浸水被害の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・川西、池田地区の築堤を継続実施 <p>9)淀川の支川</p> <p>9)-1芥川</p> <ul style="list-style-type: none"> ①破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化 <ul style="list-style-type: none"> ・応急的堤防強化延長 約5km ○浸水被害の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・芥川大橋(大阪府と一体施工)の架替を継続実施 <p>9)-2山科川等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①破堤による被害の回避・軽減 ○堤防強化 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防危険度調査を実施の上、応急的堤防強化を実施 <p>5. 3. 2 高潮</p> <p>①阪神電鉄西大阪線橋梁の改築の実施時期を検討</p> <p>その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討</p> <p>5. 3. 3 地震・津波</p> <p>(1)地震等総合的防災対策</p> <p>河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等対策</p> <p>1)緊急用河川敷道路の整備</p> <p>国道2号から三川合流点まで継続実施</p> <p>2)緊急用船着場の整備・維持及び航路の確保</p> <p>・海老江、柴島地区において船着場整備の継続実施</p>	<p>5. 3. 2 高潮</p> <p>(1)河川整備の進捗状況を踏まえて、洪水時に流下能力阻害となる阪神電鉄西大阪線橋梁の改築実施時期を検討する。</p> <p>その後、他の同様の橋梁(淀川大橋、伝法大橋)の改築を検討する。</p> <p>(2)高潮時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要があり、迅速な対応が求められる。このため、機械設備の改造を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。</p> <p>5. 3. 3 地震・津波</p> <p>(1)地震等総合的防災対策</p> <p>河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等対策</p> <p>1)緊急用河川敷道路</p> <p>淀川大堰から三川合流点までの区間を連続的に通行できるよう継続実施する。</p> <p>整備延長: 4.8km</p> <p>2)緊急用船着場</p> <p>現在、整備中の海老江、柴島地区の船着場については継続実施する。</p>	<p>備考</p>

治水・防災 5章

第1稿	第2稿	備考
<p>・船着場の機能維持 ・河口から淀川大堰、淀川大堰から枚方までの航路を確保</p> <p>3) 河川管理施設の耐震対策 ・堤防の耐震対策実施 　柴島地区において耐震補強を実施また、堤防耐震残区間の実施方策を検討。 ・淀川大堰、毛馬排水機場の耐震対策実施 ・上記以外の河川管理施設の耐震点検の実施、対策の検討</p> <p>4) 淀川大堰閘門設置 　淀川大堰上下流の舟運によるアクセスを確保する淀川大堰閘門の設置については、「淀川大堰閘門検討委員会」及び「淀川舟運研究会」において規模や構造等を継続検討する。</p> <p>(2) 津波のソフト対策 ①津波来襲時の避難体制やソフト対策及び防潮水門や陸閘等の操作体制強化のため、水防団・漁協・住民団体等への操作協力要請や、緊急時に遠隔操作や支援等を行う集中管理体制を確保。 ②住民等が状況を理解でき、自主的に避難できるよう、分かり易い情報をリアルタイムで提供するとともに、早い時期からの予測情報を提供するため、マスメディア等との連携やインターネット、携帯電話、CATVを活用した情報伝達体制を確保。 　情報の迅速化や大容量化に対応するため、光ファイバー網の整備。</p> <p>3) 地震時に舟運による広域的な活用が可能な防災拠点をおき、地域防災計画に反映 　検討にあたっては淀川洪水・地震等危機管理検討委員会を活用。</p> <p>4) 高潮や津波来襲時における陸閘操作時間の短縮化を実施 ○淀川大橋</p>	<p>3) 舟運による広域的な活用が可能な防災拠点を地域防災計画へ反映されるよう調整する。 　検討にあたっては地震・津波等危機管理協議会(仮称)を設置する。</p> <p>4) 淀川大堰閘門設置 　淀川大堰上下流の舟運によるアクセスを確保する淀川大堰閘門の設置については、「淀川大堰閘門検討委員会」及び「淀川舟運研究会」において規模や構造等を継続検討する。</p> <p>(2) 河川管理施設の耐震対策 ① 堤防の耐震対策実施 　柴島地区において堤防の耐震補強を継続実施する。 　また堤防耐震対策が必要な残りの区間については堤防強化との関係も含めて早急に検討し実施する。</p> <p>2) 堤防以外の河川管理施設の耐震対策 ① 淀川大堰、毛馬排水機場は、耐震対策を実施する。 ② 濑田川洗堰ほか上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討する。</p> <p>(3) 津波対策 ① ソフト対策 ① 津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成・公表を支援する。 ②周辺住民への津波に関する広報・学習の実施。 ③津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけ及び水門等の迅速な操作の為の体制整備を行う。</p> <p>2) 淀川大堰の津波対策 　淀川大堰の津波対策を実施する。</p> <p>3) 陸閘操作の時間短縮 　高潮や津波来襲時における陸閘操作にあたっては、交通を遮断する必要があり、関係機関との協議及び調整の迅速化を図ると共に、機械設備の改造を行うことで、操作時間の短縮化を実施する。 ① 淀川大橋</p>	